

令和6年度市営住宅における自家消費型太陽光発電事業アドバイザー業務公募説明書

1 当該公募の趣旨

本業務は、令和5年度に設計施工一括発注方式で建替事業に着手した「市営住宅永黒団地」において、第三者所有方式により太陽光発電設備を設置する「PPA事業」と併せて、一括で調達した高圧電力を低圧に変換して各戸に供給する「一括受電事業」を一体で行うPPA等事業（以下、PPA等事業）について、事業者の募集要項等の策定から選定までの手続き及び本市が作成する手続きに必要な資料作成等を支援するものであり、基本協定書等の作成において、官民のリスク分担の検討、事業者が履行する業務内容、契約の終了及び債務不履行、法令変更及び不可抗力発生時の取扱い等の諸条件についての検討が必要である。

本業務の遂行にあたっては、全国的に例の少ない事業であるPPA事業と一括受電事業を一体的に行うもので、令和4年度に実施した「市営住宅における自家消費型太陽光発電事業導入可能性調査」において検討した事業スキーム内容やPPA等事業者へのヒアリング状況等を熟知している必要があるとともに、太陽光発電に関するPPA事業や一括受電事業に関する高度な知識、専門的な技術又は豊かな経験を有することが求められるため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、企画競争を実施する予定である。

2 業務概要

(1) 業務名

令和6年度市営住宅における自家消費型太陽光発電事業アドバイザー業務委託

(2) 業務の詳細な説明

ア 審査支援

(ア) 提案書の整理及び審査支援資料の作成

参加者から提出された提案書の審査を支援するため、提案書の整理を行うとともに、審査支援資料を作成する。

(イ) 審査講評の作成

審査経緯及び後述する審査委員会による審査結果を踏まえ、本事業の審査講評を作成する。

イ 予定事業者の選定に係る審査委員会の運営支援

予定事業者の選定に係る審査委員会の運営について適切なアドバイスを行うとともに、委員会資料及び委員会議事録の作成を支援する（2回程度）。

なお、審査委員会の委員に対する報酬や旅費に係る経費負担は、本業務に含まない。

【委員会スケジュール（案）】

第1回（令和6年5月上旬頃）：参加資格等の基礎審査及び提案書に基づく書面審査

第2回（令和6年5月中旬頃）：プレゼンテーション、最終審査及び予定事業者の決定

ウ 協定締結に係る支援

市と予定事業者の協定締結に向けて、基本協定書（案）に関する最終的な疑義等を調整し、協定締結に至るまでの支援を行う。

なお、協定締結に係る支援については、弁護士等の法務アドバイザーより専門的な助言・協力を受けながら行うこと。

3 応募要件

(1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること。

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

ア 別紙「市営住宅における自家消費型太陽光発電事業導入可能性調査報告書」の内容に精通し、事業スキームの変更や採算性の再検討などに対応できること。

イ 予定管理技術者の資格

以下のいずれかの条件を満たす者とする。

(ア) 技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

(イ) RCCM（都市計画及び地方計画部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

ウ 予定管理技術者の実績

平成26年以降、公示日までに完了した業務のうち、以下に記載する「同種業

務」「類似業務」において1件以上の実績を有する者とする。

(ア) 「同種業務」

- ・ 公共施設等への太陽光発電設備導入に係る民間事業者の募集・選定支援業務

(イ) 「類似業務」

- ・ 公共施設等への太陽光発電設備導入に係る調査・計画業務
- ・ 公共施設等への再生可能エネルギー導入に係る調査・計画業務
- ・ PPP/PFI 事業に係る民間事業者の募集・選定支援業務

エ 担当技術者の資格

以下のいずれかの条件を満たす者とする。

(ア) 技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

(イ) RCCM（都市計画及び地方計画部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

オ ア～エについて、要件を確認できる書類及び業務実施体制が分かる資料を提出できること。

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区域内1番1号

担当課名 北九州市建築都市局住宅部住宅整備課（担当：橋爪、梅木）

電話番号 093-582-2548 FAX 番号 093-582-2694

(2) 説明書に対する質問受付及び回答

ア 受付期間

令和6年3月1日から令和6年3月14日まで（閉庁日を除く。）の毎日、8時30分から17時15分まで

イ 受付担当課

(1) に同じ。

ウ 回答

受付担当課から回答する。

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和6年3月4日から令和6年3月15日まで（閉庁日を除く。）の毎日、8時30分から17時15分まで

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、別紙「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4) その他

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても参加意思確認書の提出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。

オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の企画競争を中止する場合がある。

ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。

ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市建築都市局住宅整備課長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。